

隨意契約理由書

工事名称 大阪府立障がい者自立センター昇降設備改修工事

工事場所 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

工 期 令和5年5月16日から令和5年12月28日まで

設 計 金 額 5,720,000円

随意契約区分 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

随意契約業者 大阪市中央区城見2丁目1-61
日本オーチス・エレベータ(株)

随意契約理由

昇降機について、設置したメーカーでないと部品の形状を把握しておらず、改修工事については特定の者でなければ履行できないものとして、財務規則運用第62条関係第1項第2号により比較見積の徵取を省略するものである。昇降機を設置した日本オーチス・エレベータ株式会社から見積書を徵取したところ、予算の範囲内であり価格も適正であると判断されるので、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により同社と契約を締結することとする。